

第 18 号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年足立区条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

放課後児童支援員の資格に関する経過措置を適用する期間を延長する必要があるので、この条例案を提出いたします。